



2026年 8月 7日  
第17号

**JR東労組**   
**Yokohama**

**JR東労組横浜地本**

発行人 梶田 優一  
編集 情宣 担当  
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

## 横地申第3号 「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する申し入れ 本日提出！②

### 【安全・品質・コンプライアンスについて】

5. 鎌倉車両（中原）に所属する車両の安全および車両品質を低下させないこと。
6. 車両の運用確保に対する責任はJRが持つこと。
7. 偽装請負によるコンプライアンス違反が発生しないようにすること。
8. 委託先のグループ会社に対して、機能保全および臨時修繕に関わる品質や作業の判断ができる作業責任者を配置させること。
9. 工具や試験機について、JRとグループ会社が共用する場合の所有区分について明確にすること。
10. グループ会社の施工能力を超える作業発注を行うことがないよう、監督員と作業責任者との間で合意を得てから発注すること。
11. グループ会社社員が、委託業務に必要な知識、技能、資格や適性を保有していることをJRとしても定期的に確認し、必要により指導すること。また、委託先会社において、安全意識および車両技術を高めるための教育を毎月開催すること。
12. 委託業務の遂行に必要な図面、説明書、予備品、油脂や材料、特殊錠、特殊工具は、JRの責任において委託会社に提供を行うこと。また、改修や工事に伴う車両機器の仕様変更や、それに伴う作業内容変更がある場合は、JRが責任をもって遅滞なく情報提供を行うこと。
13. 本施策に伴う委託業務を、（株）JR東日本運輸サービスから、さらに第三者への業務委託をさせないこと。変更がある場合は、提案内容の変更にあたるため、再度提案を行うこと。

### 【機能保全および臨時修繕の委託に関して】

14. 委託する機能保全業務に関して、実施日までに教育中の委託会社社員が全パートの見極めに合格し、単独作業ができる状態にすること。
15. グループ会社が施行する機能保全中に発見された不具合への対応について、JRが把握できるようにすること。特に処置や調査に関して、整備規程やガイドラインに抵触する場合、JRも合議して判断すること。
16. 実施日以降も、グループ会社から要請があれば、模擬保全の機会を提供すること。
17. 委託する臨時修繕業務に関して、教育中の委託会社社員が単独で行える作業を拡大できるよう訓練の機会を拡充すること。また実施日以降に関しても、グループ会社からの要請がある場合、JRとしても安全と品質の向上のため、作業指導や訓練の機会を提供すること。
18. 実施日以降の機能保全および臨時修繕業務に従事する、グループ会社のプロパー社員について、長期的な養成の見通しを示すこと。
19. 委託する機能保全や臨時修繕業務に使用する電子チェックリストについては、グループ会社が同等の環境を継続して使用できるようにすること。また、チェックシートを作成するノウハウについても技術的な支援を行うこと。

**その③へ続く**